

ひとり親家庭医療費 受給者証更新

ひとり親家庭医療費受給者証の更新手続きの受付を次の日程で行います。この更新手続きをしませんと平成十六年八月以降の医療費の助成を受けることができなくなります。

【受付日時】

平成十六年七月二十七日(火)
～二十八日(水)
午前九時から午後五時まで
(二十八日(水)は午後七時まで)

【受付場所】

小野町役場福祉課

【持参するもの】

ひとり親家庭医療費受給資格登録更新申請書
ひとり親家庭医療費受給者証
(青色のカード)

受給者と児童の戸籍謄本(児童扶養手当受給者は除く)
受給者と児童の健康保険証
児童扶養手当証書(手当受給者のみ)
診断書又は障害者手帳の写し
(受給者の配偶者が障害者の場合、児童扶養手当受給者は除く)
印鑑

【その他】

受給者の方へは個別に登録更新申請書を送付します。必要事項を記入の上、更新手続きをお

願います。

問い合わせ

福祉課 ☎七二 六九三九



児童手当の支給が小学校第三学年修了前まで拡大されました

小学校一年生から小学校三年生までの児童のいる保護者の皆様へ

平成十六年六月十八日付けで児童手当法の一部改正され、児童手当の支給対象範囲が小学校就学前までから、小学校第三学年修了前までに拡大されました。これにもない、支給年齢拡大分の児童手当を受給するためには、新たな申請が必要となります。平成十六年九月三十日まで申請した方に限り、経過措置として平成十六年四月までさかのぼって児童手当が支給されます。つきましては、次により申請の受付をいたしますので受給手続きをしてください。

【受給手続き】

平成十六年度に小学校に入学した児童(平成九年四月二日生まれ～平成十年四月一日生まれの児童)がいる保護者の皆様について、平成十六年三月三十一日まで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方については特段の手続きは必要ありません。児童手当は四月以降も引き続き支給されます。ただし、手当を受給していなかった保護者の方は認定請求書の提出が必要になります。

平成十六年度に小学校一・三年生の児童(平成七年四月二日生まれ～平成九年四月一日生まれの児童)がいる保護者の皆様については次の二通りの場合に分かれます。

現在、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求書の提出が必要です。また、添付書類として年金加入証明書等(国民年金加入者は除く)及び所得証明書(その年の一月一日現在小野町に住所がなかった方)が必要になります。

現在すでに就学前児童について児童手当を受給している保護者の方は額改定請求書の提出が必要になります。添付書類はありません。

なお、認定請求書等の申請用紙については、町内の各小学校をとおして配布いたしますので

所定の事項を記載して次により提出願います。

【認定請求書等受付期間】

平成十六年七月二十八日(水)～八月四日(水)の間で月曜日(金曜日)の午前八時三十分～午後五時まで、但し水曜日は午後七時まで

【提出先】

福祉課

【問い合わせ】

認定請求書等の用紙が届かない場合や受付期間で都合がつかない場合、その他不明な点がございましたらご連絡ください。福祉課 ☎七二 六九三九

【その他】

公務員の方は勤務先で手続きをしてください。また所得額が一定額以上ある場合は児童手当が支給されない場合があります。

「住宅金融公庫からのお知らせ」

住宅金融公庫の住宅ローンを返済中で、最近の不況に伴う失業や収入の減少などで返済にお困りの方に対しては、次のような返済方法の変更を実施しています。

返済期間の延長(最長十五年)
元金据置期間の設定(最長三年)

平成16年全国消費実態調査にご協力ください!

本年9月から11月までの3ヶ月間にわたり、平成16年全国消費実態調査が行われます。この調査は、国民の生活実態を家計の所得、消費、資産の3面から総合的に把握するために行われます。

調査された事柄は、世帯類型、年齢構成など、世帯の属性別や、地域別の統計としてまとめられ、国や地方公共団体が行う各種社会・経済施策などの貴重な資料となります。

調査員が皆様のお宅に伺いましたら、ご協力をお願いいたします。

なお、調査された事柄を、統計を作成する目的以外に使用することは法律で固く禁じられていますので安心してお答えくださるようお願いいたします。

総務省 福島県 小野町

元金据置期間中の金利引下げ
お取扱期間は、平成十七年三月末までです。
このほかにもそれぞれの事情に応じた返済方法の変更を行っております。詳細については、住宅金融公庫東北支店(☎〇二二 二二七 五〇〇三)又は現在返済中の金融機関までお問い合わせ下さい。ホームページ(www.jinkou.go.jp)でもご覧いただけます。